明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

○厚生労働省令第四十四号

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）第二条第一項の規定に基づき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・二〇四
昭和十六年度	二一・四二〇
昭和十七年度	二〇・六六一
昭和十八年度	一九・九二九
昭和十九年度	一九・二二一
昭和二十年度	一八・五三七
昭和二十一年度	一七・八七七
昭和二十二年度	一七・二三八
昭和二十三年度	一六・六二二
昭和二十四年度	一六・〇二六
昭和二十五年度	一五・四五〇
昭和二十六年度	一四・八九四
昭和二十七年度	一四・三五六
昭和二十八年度	一三・八三七
昭和二十九年度	一三・三三五
昭和三十年度	一二・五八八
昭和三十一年度	一一・八七九
昭和三十二年度	一一・二〇八
昭和三十三年度	一〇・五七二
昭和三十四年度	九・九六八
昭和三十五年度	九・三九七
昭和三十六年度	八・八五五
昭和三十七年度	八・三四一
昭和三十八年度	七・八五四
昭和三十九年度	七・三九二
昭和四十年度	六・九五五

改正前

別表（第二条関係）

昭和十五年度	二二・一五八
昭和十六年度	二一・三七五
昭和十七年度	二〇・六一八
昭和十八年度	一九・八八七
昭和十九年度	一九・一八一
昭和二十年度	一八・四九八
昭和二十一年度	一七・八三九
昭和二十二年度	一七・二〇二
昭和二十三年度	一六・五八六
昭和二十四年度	一五・九九二
昭和二十五年度	一五・四一七
昭和二十六年度	一四・八六二
昭和二十七年度	一四・三二六
昭和二十八年度	一三・八〇七
昭和二十九年度	一三・三〇七
昭和三十年度	一二・五六一
昭和三十一年度	一一・八五四
昭和三十二年度	一一・一八四
昭和三十三年度	一〇・五四九
昭和三十四年度	九・九四六
昭和三十五年度	九・三七六
昭和三十六年度	八・八三五
昭和三十七年度	八・三二二
昭和三十八年度	七・八三六
昭和三十九年度	七・三七六
昭和四十年度	六・九三九